

パレスチナの早急な国家承認に関する意見書（案）

イスラエルのパレスチナ侵攻により、多くの犠牲が出ており、飢餓も発生している。とりわけ、生まれたばかりの新生児を含め、罪もない子どもたちが犠牲となり、日本を含めた世界の多くの国々で深い悲しみが広がっている。

パレスチナ問題の解決に向けた唯一の道は、パレスチナとイスラエルがそれぞれ独立した主権国家として共存する二国家解決である。国連総会において、日本も含め 142 か国が賛成したニューヨーク宣言は、パレスチナ为国家承認を二国家解決の不可欠な要素であると強調している。国家承認は、パレスチナへの連帯と、イスラエルを国際世論で包囲することで蛮行を終了させる意思を示すものである。

イスラエルがガザ市への大規模な侵攻を再開したことで、国際的な批判は一層高まっている。国連人権理事会の独立調査委員会は、イスラエルの行為をジェノサイドと認定した。また、同委員会委員長は、国際社会に対して、行動しなければ結果的に共犯であり、全ての国家にはジェノサイドを止める法的義務があると訴えた。

しかし、日本政府は、ニューヨーク宣言に賛成しながらもパレスチナの国家承認を見送り、こうした対応は世界の国々を落胆させている。日々理不尽に失われる命を守り、人権の蹂躪^{じゅうりん}を止めさせるために、毅然^きとした態度でパレスチナの国家承認を行うべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、パレスチナの早急な国家承認を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 10 月 日

東京都議会議長 増 子 博 樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

} 宛て